

12月7日 宿題 「申渡」

～地頭貧窮につき先納金

中宿

一
貞成年正月より賄方三役材一向
村ら、刻月を酒令差し、背古等
内は肉角より至り材方等の事
金を支度す。又、酒令室因不至
背古等を多めと上酒う仕合立
仰居川上角材方等の事
年々より金の借代を重う。上酒、赤
内山角等を、あ減坐る事無
候合に至り、あくは材方上酒あ所見
空手等が、是等を、お付付送りし
終て、是等を失納金引取る事無
仕送りする不足取玉様等の事
あるから考子年分未だ年年止
之移り、お下を利口と申す
うの事間件、ひな不より旦、お爲め
一同ア合の所段は也

この部分縮小

文化元年二月

伊藤康之進

村平代助

村平代助